

第1章

計画の策定に当たって

1 取手市が目指している男女共同参画社会の姿

取手市が目指す男女共同参画社会とは、

女性も男性も全ての個人が

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人としての能力を発揮し、男女の人権が尊重され
- ・男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択でき
- ・男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され
- ・家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう

心豊かに、生き生きと暮らせる活力ある社会です。

家庭では

○男女がお互いを尊重し、お互いの立場を理解し、助け合って暮らします。家族みんなで話し合い、家事・育児・介護など協力して行います。

地域では

○女性も男性も高齢者も若者も、そこに住むみんなが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、生き生きと生活します。

学校では

○性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。

職場では

○男女が共に働きやすく、能力を発揮することができる職場環境が整い、誰もが家庭生活や地域活動を大切にしながら働きます。

※「参画」とは、単にその場にかわる（参加）ということではなく、方針や意思決定の段階から積極的に関わることを意味します。誰もが一緒に考え、話し合っ物事を決め、実行していくことです。

2 市、市民、事業者、団体の役割

- 市 地域の実情に応じて、市民や関係団体、事業者などと連携を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。
- 市民 市民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、その実現に向けて、家庭・地域・職場のあらゆるところで実践します。
- 事業者・企業 性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる職場づくりは、企業の活性化につながるものです。男女が共に仕事と生活の調和を図っていくために、職場環境を整備します。
- 市民団体 男女共同参画社会を実現するためには、地域の実情に応じて様々な分野で活躍する団体の取組が重要です。市や市民と連携をとりながら、男女共同参画の視点に立った多彩な活動を展開します。

参考

[男女共同参画基本法]とは

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られました。家庭生活だけでなく、議会への参画や、その他の活動における基本的平等を理念としています。また、それに準じた責務を政府や地方自治体に求めています。

[取手市男女共同参画推進条例]とは

男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的としています。

〈基本理念〉

第3条

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けることがないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることに配慮し、男女共同参画を推進します。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めること、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の多様な生き方を選択することを妨げないよう配慮し、男女共同参画を推進します。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう配慮し、男女共同参画を推進します。
- (4) 家族を構成する男女が互いに協力しあい、社会の支援の下に、子育て、介護などの家庭生活と就業、就学、地域活動などが円滑に両立できるよう男女共同参画を推進します。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会での取り組みを十分に理解して行います。

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

市では、平成12年3月に「取手市男女共同参画基本計画（女と男ともに輝くとりでプラン（以下「第一次計画」という。）」を策定し、様々な男女共同参画に関する施策を進めてきました。この間、平成17年（2005年）1月には、「取手市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、市、市民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいくことを明らかにするとともに、より一層の推進を図ってきました。その結果、学校における男女の平等感、育児に参加する父親の割合、子育て支援策の成果指標値の進捗率は高まりましたが、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画はいまだに低い状況であるなど、様々な課題があり、それらの解決に向けて取組を進める必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、更に男女共同参画を推進するため、「第三次取手市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画基本法」及び「取手市男女共同参画推進条例」に基づいて策定するものです。
- (2) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく推進計画です。
- (3) この計画は、「取手市第六次総合計画」のまちづくりの基本方針の一つとして、他の方針との整合性を確保した計画です。
- (4) この計画は、市・市民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。
- (5) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な取組の方向と具

体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画です。

3 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

4 計画策定に当たっての基本的な視点

第二次取手市男女共同参画計画策定後の社会情勢の変化や男女共同参画の進捗の状況を踏まえ、今回の計画において改めて強調すべき視点は次のとおりとし、今後更なる取組を進めます。

＜視点1＞ 男女共同参画等の教育・学習の充実

学校教育の中で、男女共同参画についての学習の充実を図ることにより、多面的な視点から判断できる能力を身に付け、一人ひとりが人生設計やキャリアプランを真剣に考える必要があります。また、女性の社会参画が、社会の活性化にとって有益であることを理解し、様々な分野への女性の参画を促進する必要があります。すべての人が、固定的性別役割分担意識を持つことなく、各人の生き方や適性を考え、自らのよりよい人生を選択する能力を身につけられる教育が必要です。

＜視点2＞生涯を通してすべての人が幸せに暮らせる環境の整備

すべての人が生涯を通じて健康を保持できるよう、総合的な取組を推進する必要があります。また、高齢者、障害者、ひとり親家庭など社会生活を営む上で困難を有する人が安心して暮らせる支援体制や環境の整備を促進する必要があります。

＜視点3＞女性の参画による社会全体の活性化

(女性活躍推進法の推進計画関係)

少子高齢化、人口減少が進む中で、経済、社会の活性化にとって多様な人材を活用することが求められています。様々な分野への女性の参画の取組を促進し、地域社会の活性化につなげていくことが必要です。

＜視点4＞男性にとっての男女共同参画(女性活躍推進法の推進計画関係)

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、誰もが職場、家庭、地域などあらゆる場面で活躍できる社会であり、女性のみならず男性にとっても暮らしやすい社会です。男女共同参画を男性の視点から捉え、理解を働きかけることが必要です。

<視点5>子育てや仕事と介護との両立支援(女性活躍推進法の推進計画関係)

「仕事と生活の調和」は、個人の活動がより多様化している現代において、ますます重要なものとなっています。経済社会の持続可能な発展や企業の活性化、子どもにとって安らぎのある家庭環境づくりのため、子育てや介護と仕事との両立支援に関する一層の取組を推進していく必要があります。

<視点6>男女間における暴力を許さない社会づくり

男女間における暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会をつくる上で克服すべき重要な課題です。配偶者などにおける暴力、職場などにおけるハラスメントなどを許さない社会づくりが必要です。

5 計画の基本目標

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が謳われており、これが男女共同参画社会基本法の理念の一つとなっています。

男女共同参画社会の形成は、男女が個人として尊重され、それを阻害するおそれのある社会制度や慣行を見直し、男女が平等に取り扱われることを基本として実現されるものです。

また、男女間におけるあらゆる暴力やハラスメントなどを許さない社会づくりのための取組や、生涯を通じた男女の健康支援に取り組み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭・職場・地域等においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

また、長時間勤務が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行(男性中心型労働慣行)を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながらあらゆる分野において活躍するとともに、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

計画では、男女が政策・方針決定過程への参画など、あらゆる分野において参画することができる社会となるよう、男女共同参画の促進に努めていきます。

また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立は、女性にとっても、男性にとっても必要なことです。主体的な担い手として女性を位置づけ、平常時から防災・復興の基盤として男女共同参画を推進します。

現在、国民の間での女性の活躍に関する機運の高まりをチャンスと捉え、女性の参画拡大の動きを更に加速していく必要があります。そのため、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける女性活躍推進法に基づき、更に踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブアクション）の実行等を通じて積極的な女性の採用・登用を進めます。

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や、パートナーである男性の子育て・介護等への参画等の実現が喫緊の課題となっています。

雇用、起業等の分野においても、女性が男性と均等な機会を得た中で、一層活躍できる状況を実現し、安心して働き生活できるよう、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境づくりを促進します。

また、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活においても各人がその選択において能力を十分に発揮することができるよう、再就職、起業等においても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進める必要があります。

第3章

計画の内容

第三次取手市男女共同参画計画の体系

3つの基本目標ごとに主要課題を定め、男女共同参画の推進を図ります。

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

	主要課題	施策の基本方向
1	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制の充実 (3) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等防止対策の推進
2	男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり	(4) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (5) 障害者の自立した生活に対する支援 (6) 子育て支援体制の充実 (7) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応
3	生涯にわたる男女の健康の支援	(8) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (9) 妊娠・出産などに対する健康支援 (10) 健康をおびやかす問題についての啓発・充実

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

	主要課題	施策の基本方向
4	家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	(11) 家庭生活における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法の推進計画関係) (12) 地域社会における男女共同参画の推進 (13) 男性にとっての男女共同参画の推進 (女性活躍推進法の推進計画関係)
5	政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	(14) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大 (女性活躍推進法の推進計画関係) (15) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進 (女性活躍推進法の推進計画関係)

		(16) 企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進 (17) 男女共同参画推進のための女性のリーダーの養成
6	教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進	(18) 子供の頃からの男女共同参画の理解と意識啓発 (19) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 (20) メディアを活用した情報の提供・発信 (21) 情報を活用できる能力向上の推進
7	国際社会の取り組みへの理解と協力	(22) 男女共同参画に関する国際交流の推進 (23) 国際的視野を持った男女共同参画の推進

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

	主要課題	施策の基本方向
8	ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現 (女性活躍推進法の推進計画関係)	(24) 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり (25) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進 (26) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり
9	商業・農業等における男女共同参画の推進	(27) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進
10	起業・再就職に対する支援	(28) 女性のチャレンジ支援

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

暴力は、その対象を性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。内閣府の調査によると、約5人に1人は配偶者から暴力を受けた経験があり、男女別では女性の約4人に1人が被害を受けています。被害を受けた女性の約4割、男性の約8割はどこにも相談していないという状況です。セクシュアルハラスメントをはじめとした各種ハラスメントは社会問題であるにも関わらず、潜在化しやすい問題となっています。

このため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることから、暴力根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実を図る必要があります。

【男女共同参画アンケート結果からみる取手市の状況】

<セクシュアルハラスメント>

「自分に対してあった」割合は全体で10.4%、「自分以外の人に対してあった」割合は13.3%です。男女別にみると、「自分に対してあった」割合は女性が15.8%、男性が3.4%であることから、女性が被害の対象となっていることが見てとれます。

<パワーハラスメント>

「自分に対してあった」割合は全体で24.6%、「自分以外の人に対してあった」割合は21.3%です。男女別にみると、「自分に対してあった」割合は女性が25.3%、男性が24.0%であることから、どちらも高い割合になっています。

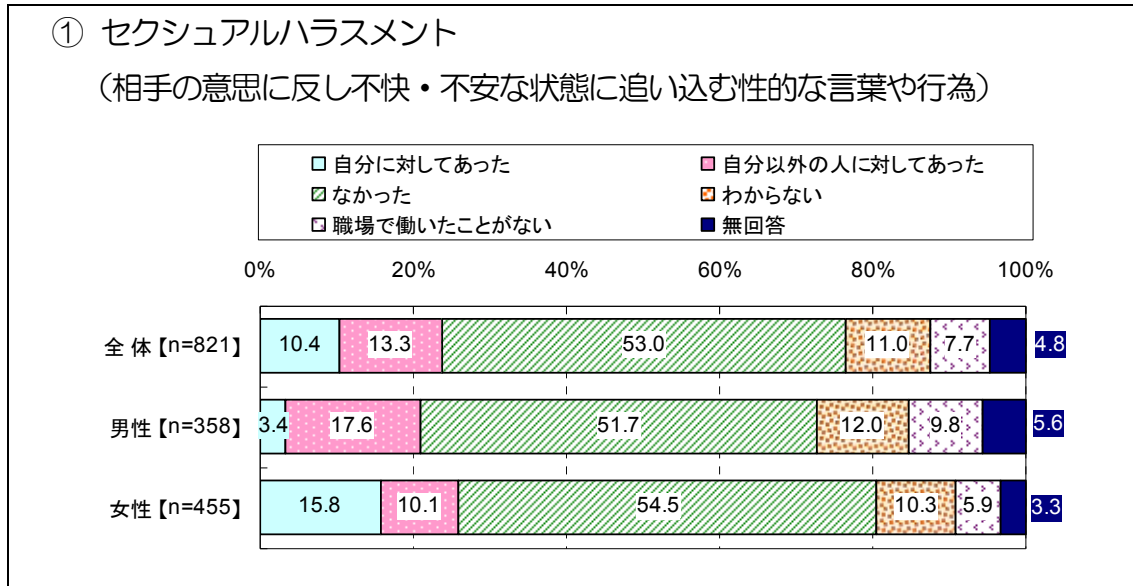
<マタニティハラスメント>

「自分に対してあった」割合は全体で2.4%、「自分以外の人に対してあった」割合は6.6%となっています。

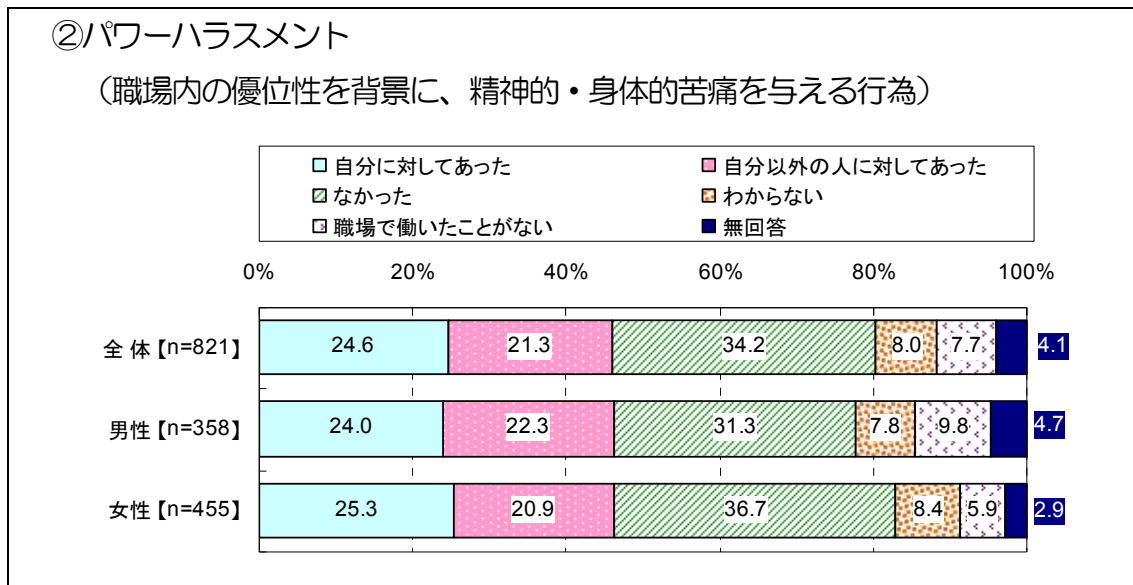
<配偶者等からの暴力>

配偶者や恋人がいるもしくは過去にいたと回答した人で配偶者や恋人から暴力を受けたことがある割合は15.5%で、男女別では男性が11.4%、女性では18.4%でした。また、受けた行為について誰かに相談した割合は「相談した」が52.0%、「相談しようと思わなかった」が40.2%、「相談できなかった」が7.8%という状況です。

職場でハラスメントを経験した有無(取手市)



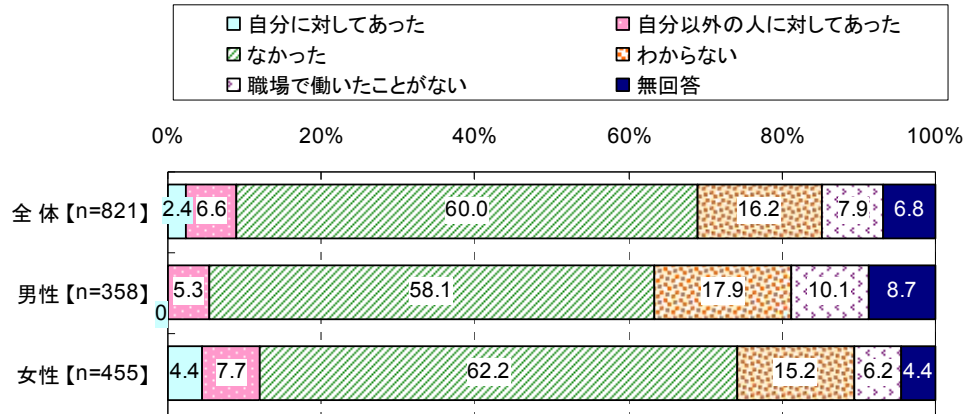
資料：市男女共同参画アンケート



資料：市男女共同参画アンケート

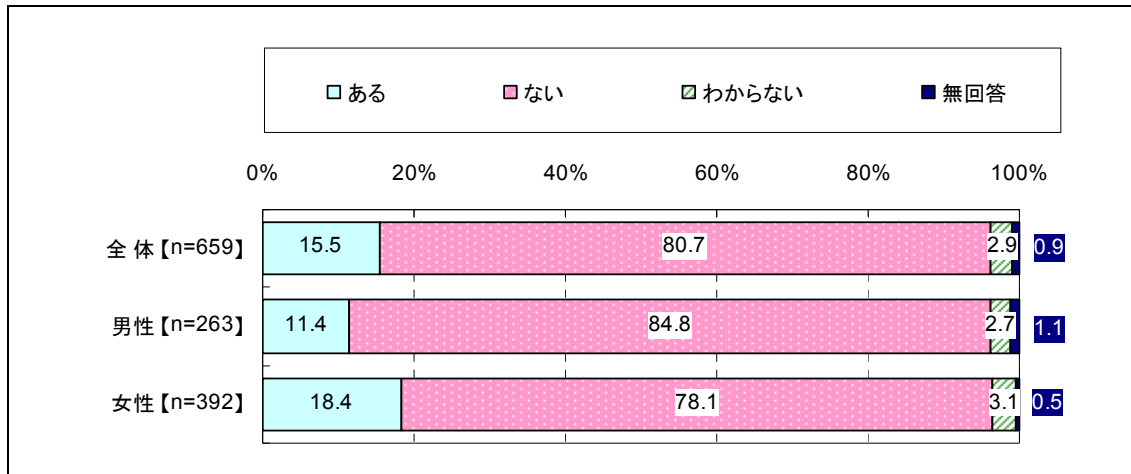
③マタニティハラスメント

(妊娠・出産を理由として、精神的・身体的苦痛を与える行為)



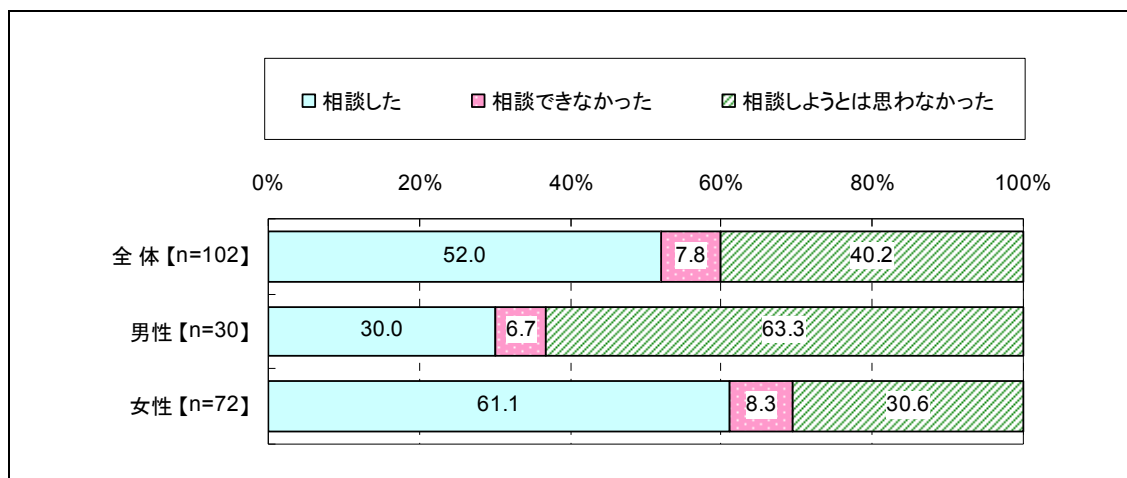
資料：市男女共同参画アンケート

《配偶者や恋人がいるか・過去にいた人》配偶者等から暴力を受けた経験の有無

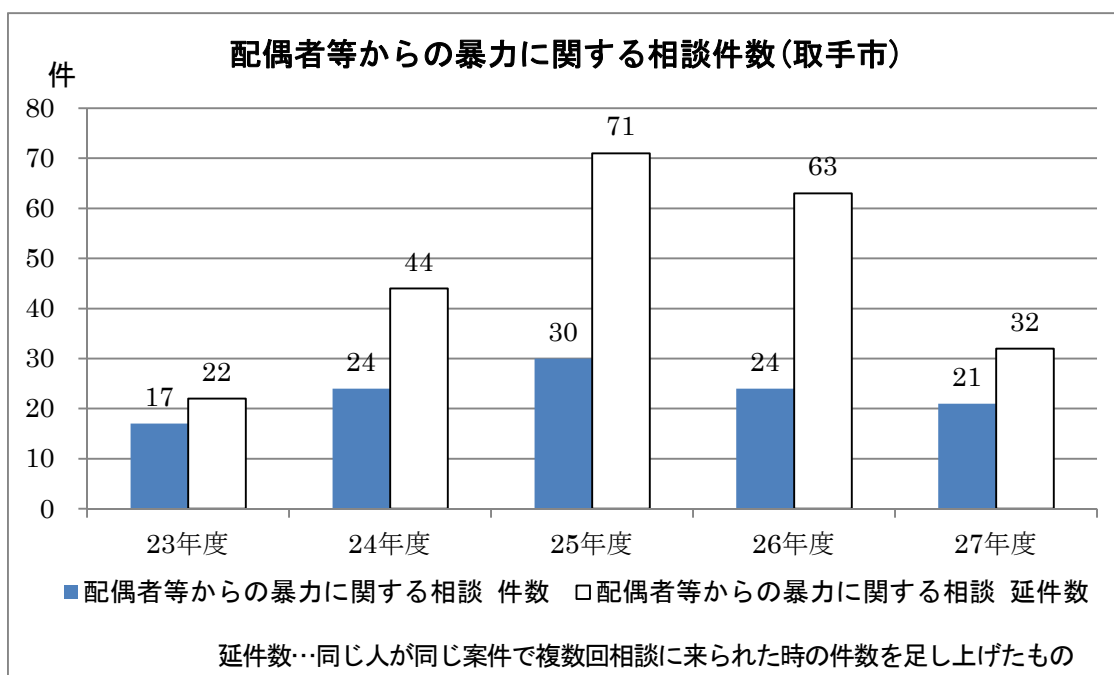


資料：市男女共同参画アンケート

《配偶者等からの暴力を受けたことがある人》配偶者等からの暴力について相談したか



資料：市男女共同参画アンケート



資料：市子育て支援課

※内閣府アンケート・・・内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査報告書 27年3月)3年毎調査

※取手市男女共同参画アンケート・・・取手市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書(平成28年3月)

施策の基本方向

(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり

- 配偶者等からの暴力の被害者・加害者を発生させないために、地域、職場、学校などで配偶者等からの暴力についての人権意識の高揚、啓発を行います。

～主な取組～

- 配偶者等からの暴力の防止を目的とした啓発事業、ストーカー行為防止に関する周知・啓発事業
- 取手市男女共同参画推進月間(11月)におけるPR活動の充実

(2) 安心して相談できる体制の充実

- 性犯罪、ストーカー行為などの被害者の立場にたった適切な支援・相談を実施します。
- 関係機関との情報共有や連携を図り、組織的に被害者支援を行います。

～主な取組～

- 配偶者等からの暴力、ストーカー行為に対処するために、女性相談窓口、人権相談事業の周知、充実
- 配偶者等からの暴力、ストーカー行為の防止と被害者保護のため、関係機関(警察や医療関係者など)との連携

(3) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等防止対策の推進

- セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等は対象となった個人を深く傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げるなど生活に深刻な影響を与える社会的に許されない行為です。職場などにおけるハラスメント防止対策を進め、事業主が講ずべき措置や相談体制の整備など普及啓発を進めます。

～主な取組～

- 事業所(市を含む)に対する、セクシュアルハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発
- 事業所(市を含む)に対する、パワーハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発
- 事業所(市を含む)に対する、マタニティハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発

主要課題2

男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・

ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり

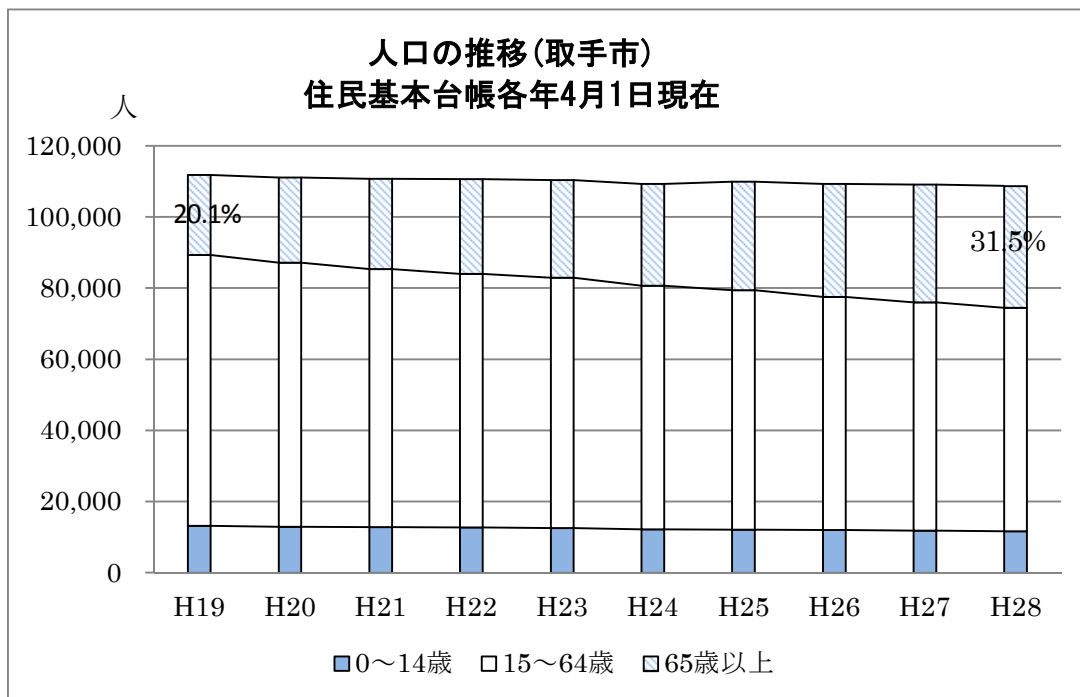
<現状と課題>

本市の人口は平成28年4月1日現在 108,781人で10年前(平成19年)と比較して3,119人減少しており、毎年減少傾向にあります。

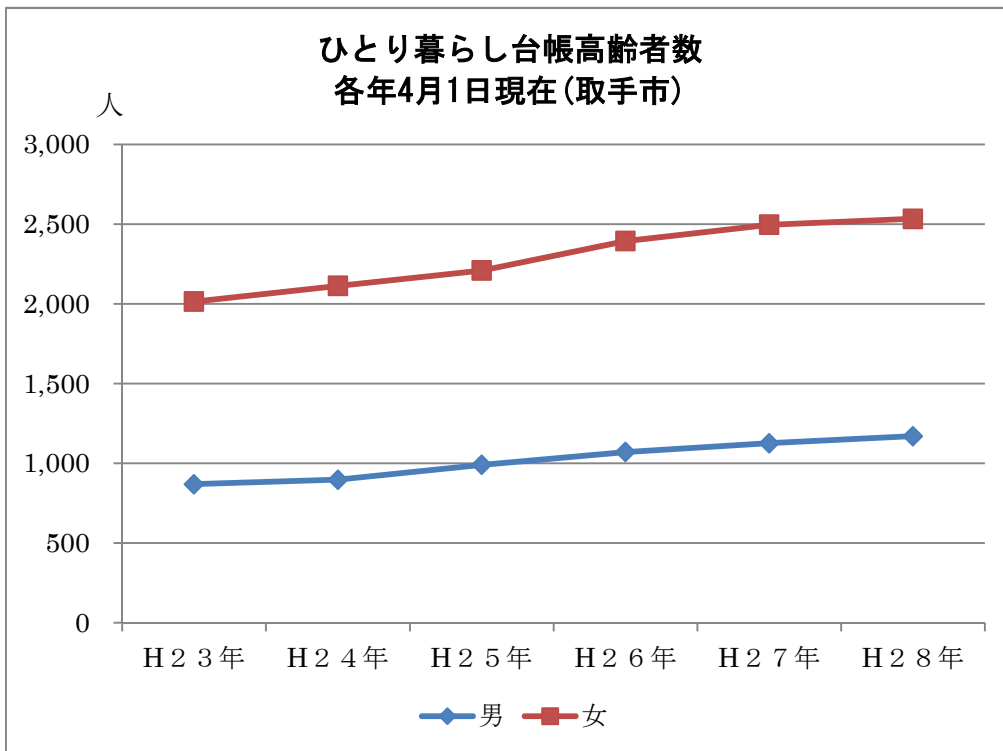
年齢別区分の推移は、年少人口(0歳から14歳)、生産年齢人口(15歳から64歳)は減少していますが、高齢者人口(65歳以上)の比率は人口が減っていく中で増加しており、65歳以上の人口は34,266人で、高齢化率は31.5%となっています。今後も増加が予想されます。世帯数は10年前(平成19年)に比べて4,042世帯増加していますが、1世帯当たりの人員は10年前の2.6人から2.3人に減少しており、核家族化、単身世帯が増えていることがうかがえます。母子家庭・父子家庭の状況は児童扶養手当認定者数からみると平成27年度は950世帯です。また、ひとり暮らし台帳によると高齢者の単身世帯が増加傾向にあり、特に女性の人数が男性の2倍と多くなっています。身体障害者手帳などを所持する障害児・者も年々増加しています。

年齢、障害、性別などにかかわらず、全ての人が安心して、自立した日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインを推進し、誰もが暮らしやすい社会づくりに向けて、生活や就業についての支援を行うことが必要です。

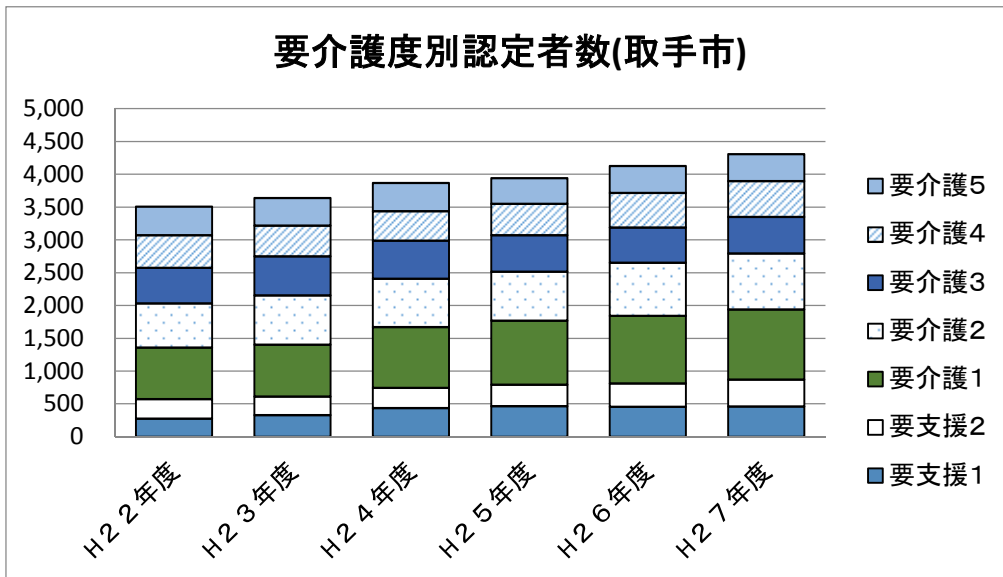
また、同時にいきがいをもって生活できる環境を整えることも重要です。



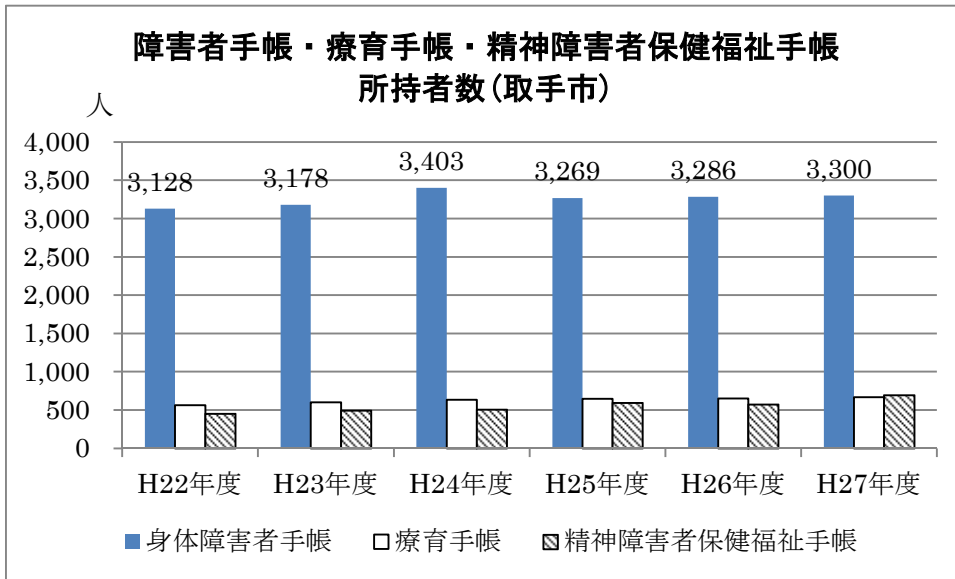
資料：市政策推進課



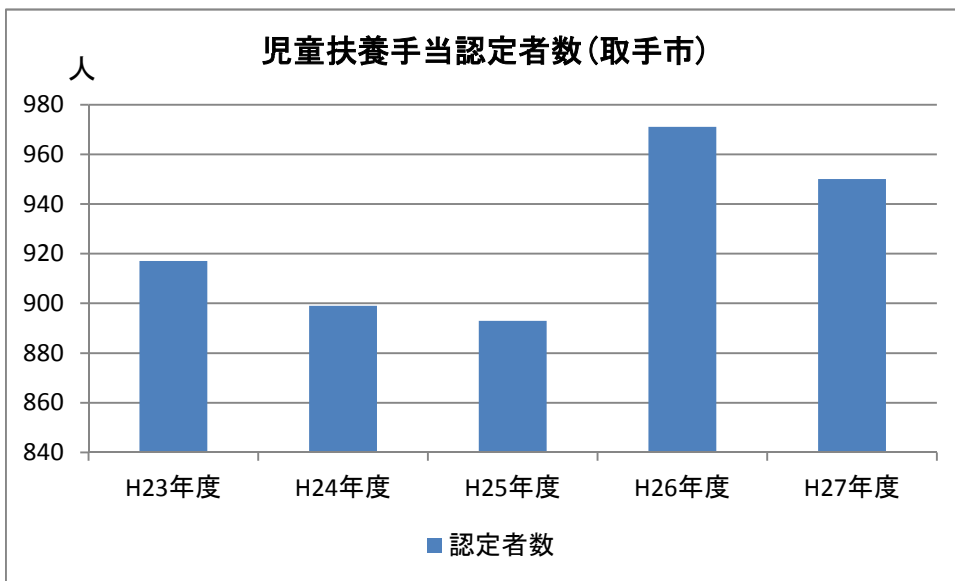
資料：市高齢福祉課



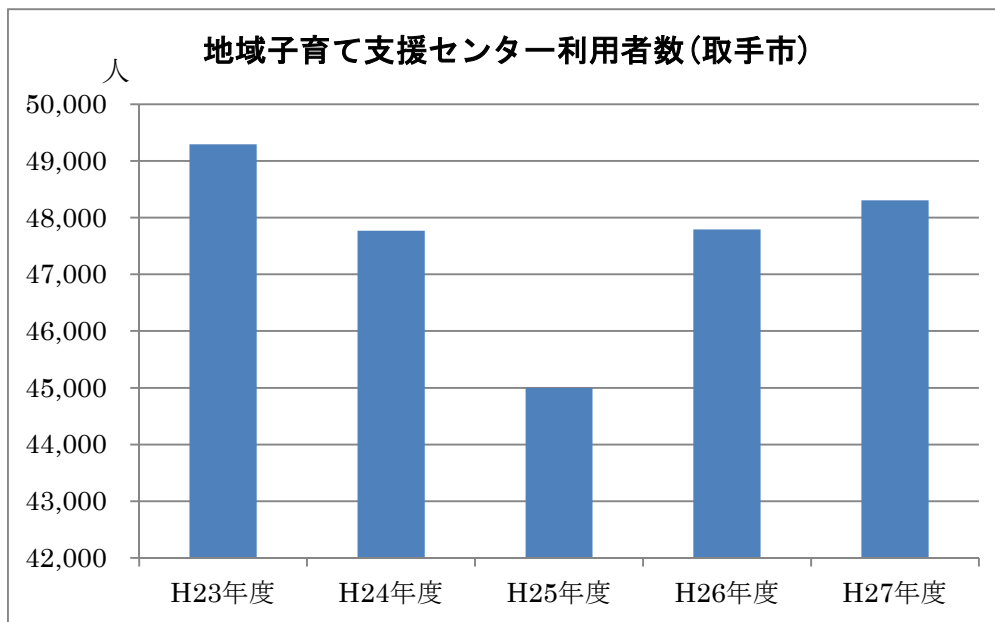
資料：市高齢福祉課



資料：市障害福祉課



資料：市子育て支援課



資料：市子育て支援課

施策の基本方向

(4) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らすことは、自立した日常生活を過ごす上で重要です。高齢者の地域活動を支援し、ふれあい交流等生きがいづくりを推進します。
- 家族介護者の負担軽減を図り社会全体で支えていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

～主な取組～

- 在宅福祉サービスの充実
- 公共施設等を利用したふれあい交流事業の推進
- 介護する家族の負担軽減のため介護者への支援
- 介護予防のための施策の推進

(5) 障害者の自立した生活に対する支援

- 障害のある人がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう環境の整備を図り、生活や就労の支援を行います。
- 障害のある人が暮らしやすい社会の実現に向けて、様々な障害の特性や必要な配慮などの理解を深めるための啓発、広報活動を積極的に推進します。

～主な取組～

- 障害者の特性を活かしたボランティアや就労の場の確保
- 障害者の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発

(6) 子育て支援体制の充実

- 次世代を担う子供の成長を社会全体で応援するため、学校、家庭、地域住民などがそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で子供を支える取組を支援します。

～主な取組～

- 地域子育て支援センターの充実
- 子育てネットワークへの支援
- 学校における相談事業の充実
- 中学校卒業までの子供の医療費の負担軽減

(7) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

- 生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭に対し、子育て、生活支援、就業支援など地域での生活を総合的に支援します。
- 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合や、性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発を進めるほか、相談体制の充実を図ります。

～主な取組～

- ひとり親家庭への児童扶養手当の支給及び医療費助成
- 就学援助制度の実施
- 相談体制の充実

主要課題3

生涯にわたる男女の健康の支援

<現状と課題>

本市の主な死因は悪性新生物(がん)が多く、続いて心疾患、脳血管疾患の順となっています。肺がんや乳がん検診など、各種がんの検診を実施していますが、特に胃がんや子宮がん検診の受診率が伸び悩んでいる状況です。

がんは、2人に1人が罹患する身近な病気ですが、早期発見・早期治療により治癒率も高くなります。今後も様々な年代に対して、生活習慣病及びがんに関する知識の普及に努め、受診率の向上に努めていきます。

また身体の健康と共に、心の健康を保つことは、生涯を通じた健康の保持増進に密接に関係しています。死因の一つでもある自殺は、我が国では平成10年以降、年3万人を超えていましたが、平成24年に3万人を下回り、平成27年には2万5,000人を下回りました。しかし男女別の自殺状況をみると、40～60歳代の男性が全体の4割を占める現状となっています。自殺の原因としては、うつ病等の気分障害が特に重要な要因であることが明らかになっています。うつ病患者の医療機関への受診率が低いことから、うつ病の方々が早期に気づき、専門的な医療機関にかかることができるよう、うつ病に関する普及啓発や、地域におけるメンタルヘルス対策等によるうつ病の早期発見が大切となります。

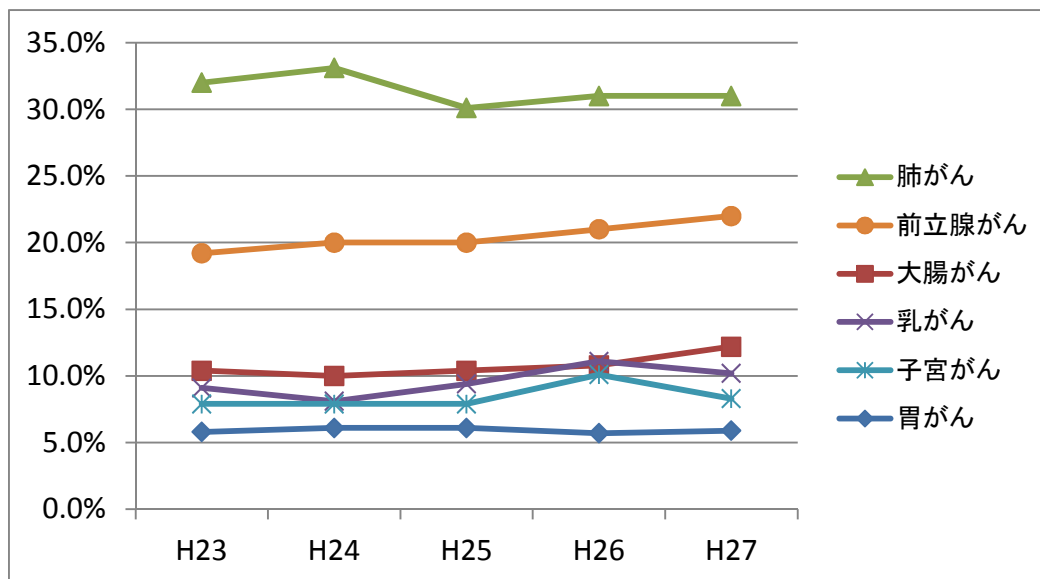
同時に、自殺を予防するには、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る)を行なうゲートキーパーの養成や、相談体制の充実を図ることが重要となります。

男女がお互いの体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。

特に女性は妊娠・出産する可能性があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の負担に直面することに、男女とも留意する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の考え方を認識し、性差に応じた健康を支援する取組が求められています。

また、HIV/エイズやその他の性感染症、薬物乱用など健康をおびやかす問題について、正しい知識を身につけるため、教育及び啓発が必要です。

がん検診受診率(取手市)



資料：市保健センター

施策の基本方向

(8) 生涯を通じた男女の健康の保持増進

- 女性の健康をめぐる様々な問題について、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階に応じた健康の保持増進を進めます。
- 男女が、その健康状態に応じて相談しやすい体制の整備を図り、がん検診の受診促進、生活習慣病や自殺の予防など、生涯を通じた健康保持・増進を進めます。

～主な取組～

- 思春期、更年期、老年期等人生の各ステージにわたる健康づくり(性差医療を含む)の普及・啓発及び情報提供、健康相談の充実
- 市民の健康増進を図るため、各種健康診査等の充実
- がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診を受けやすい体制の整備
- ゲートキーパー(※)の養成研修の実施
 - ※「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。
- 介護予防ケアマネジメントの作成による介護状態移行者の抑止

(9) 妊娠・出産などに対する健康支援

- 妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、地域において安心して子供を産み育てることができるよう支援体制を充実します。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する正しい知識の普及を図り、命を大切にする、望まない妊娠を防ぐという観点を含め、発達段階に応じた適切な性教育・啓発を行います。

～主な取組～

- 男女がお互いの性を理解し、尊重し、妊娠や出産について、相互の意思を尊重していくための意識の啓発
- 発達段階に応じた性教育、保健・安全教育の充実
- 妊娠期、出産期及び乳幼児期における健康診査・保健指導の充実
- 不妊治療に要する経費の一部助成

(10) 健康をおびやかす問題についての啓発・充実

- HIV/エイズやその他の性感染症は、健康に大きな影響を及ぼすものであるため、その予防から相談体制の充実など、総合的な対策を推進します。
- 薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪につながる行為であるため、薬物に対する正しい知識や、薬物乱用を防止するための教育・啓発を行います。

～主な取組～

- HIV/エイズやその他の性感染症の予防に関する普及啓発
- 性感染症や薬物乱用と健康の関係について、正しい理解を進めるための学校教育の充実
- 飲酒や喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発、情報の提供

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の

整備、意識の改革

主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

<現状と課題>

市民アンケートによると家庭生活における男女の地位に関する意識については、「平等になっている」と感じている女性の割合は31.9%で男性より10ポイント低くなっています。また、男女共同参画アンケートによると、家事・育児・介護に費やす1日あたりの平均時間はいずれも女性の方が多くなっています。

地域社会とのつながりについて、市民アンケートの結果によると全体としては、地域の人々はお互いに助け合っていると「強くそう思う」、「どちらかといえばそう思う」と感じている割合は「全くそう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と感じている割合より19.2ポイント高くなっています。年齢別にみると、「強くそう思う」、「どちらかといえばそう思う」と感じている割合は、40歳代で34.3%と低く、70歳代前半で49.2%と高くなっています。働き盛りの40歳代では、仕事や子育てに比重がかかり、地域活動に参加できない状況がうかがえます。

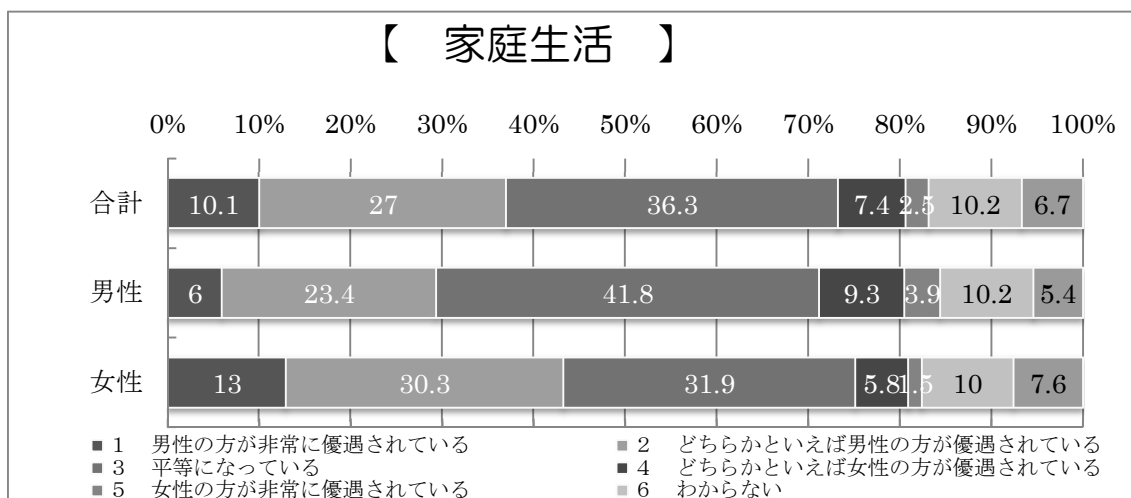
また、地域の防災力を強化するためには、日頃から男女共同参画の視点を取り入れた取組や対策を行うことが重要です。そのためには、防災・復興に係る方針決定の場に女性の参画を進め、災害・復興時に起こる様々な問題について、女性、子育て、高齢者などのニーズを踏まえ取り組むことが必要です。

家庭においては核家族化が進む中で、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男性が家事、育児、介護に参画し、地域でのネットワークを築いていくことは重要であり、男女共同参画社会について男性の理解を深めるための働きかけが必要です。

平成27年8月に、「女性活躍推進法」が成立し、社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。その中で、事業主行動計画の策定が事業主に義務付けられており、男性の働き方の見直しも示されています。企業事業所においても、男性型の働き方等を見直し、個々人の事情や仕事の内容に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるような体制作りが進められています。

※取手市市民アンケート・・・取手市市民アンケート調査報告書 平成27年度

男女の地位に関する意識【家庭生活】（取手市）



資料：市市民アンケート

家事に費やす平均時間〈1日あたり〉（取手市）

〈男女別〉

	平日	土曜日	日曜日
全体	81.3分 (1.4時間)	93.2分 (1.6時間)	93.6分 (1.6時間)
男性	28.9分 (0.5時間)	41.8分 (0.7時間)	46.0分 (0.8時間)
女性	122.5分 (2.0時間)	133.1分 (2.2時間)	130.6分 (2.2時間)

資料：市男女共同参画アンケート

育児に費やす平均時間〈1日あたり〉（取手市）

〈男女別〉

	平日	土曜日	日曜日
全体	168.7分 (2.8時間)	285.5分 (4.8時間)	307.0分 (5.1時間)
男性	42.4分 (0.7時間)	190.2分 (3.2時間)	214.8分 (3.6時間)
女性	238.6分 (4.0時間)	340.3分 (5.7時間)	360.4分 (6.0時間)

資料：市男女共同参画アンケート

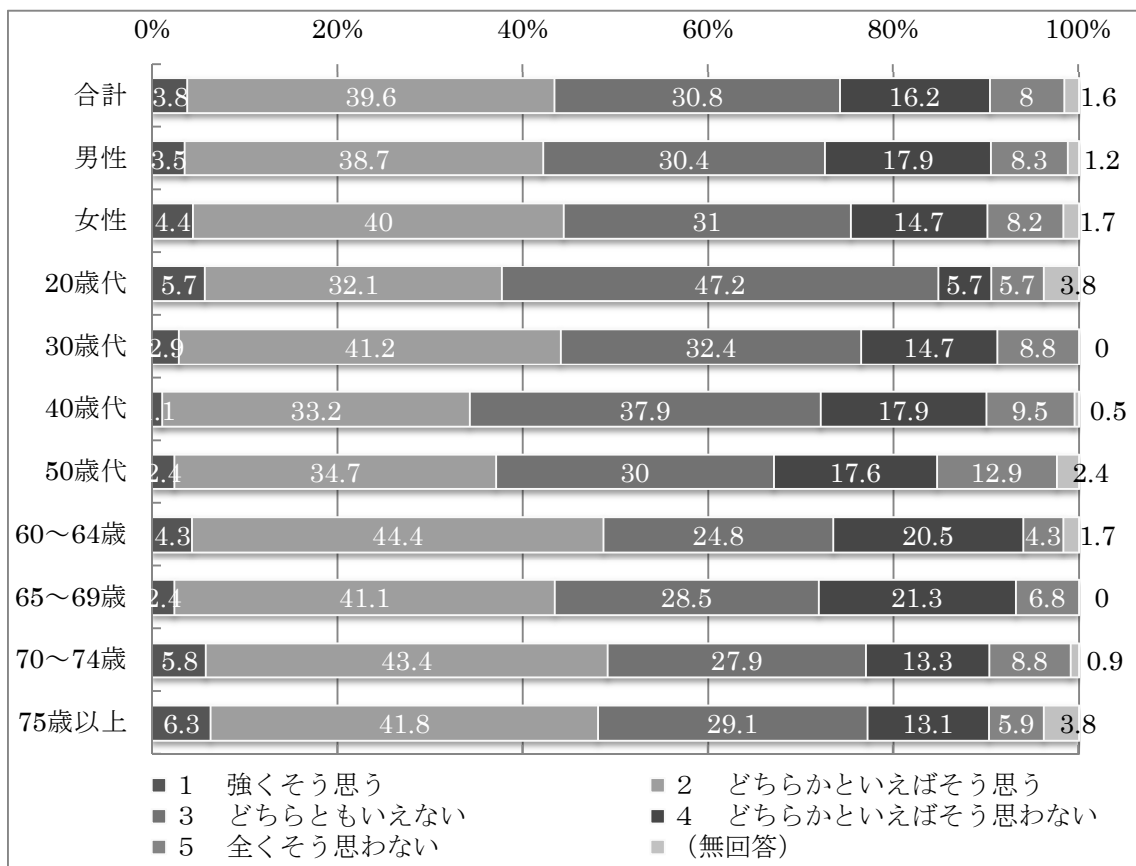
介護に費やす平均時間〈1日あたり〉(取手市)

〈男女別〉

	平日	土曜日	日曜日
全体	41.2分 (0.7時間)	79.3分 (1.3時間)	82.5分 (1.4時間)
男性	38.1分 (0.6時間)	35.0分 (0.6時間)	42.7分 (0.7時間)
女性	46.3分 (0.8時間)	143.3分 (2.4時間)	140.0分 (2.3時間)

資料：市男女共同参画アンケート

地域社会とのつながり状況 (取手市)



資料：市市民アンケート

施策の基本方向

(11) 家庭生活における男女共同参画の推進（女性活躍推進法の推進計画関係）

- 固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女が共に相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、啓発活動や学習機会の充実を図ります。

～主な取組～

- 家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動や学習機会の提供
- 男女が家事・育児・介護等で、ともに協力しあいその責任と役割を担うことへの啓発と参加促進

(12) 地域社会における男女共同参画の推進

- 地域社会における男女共同参画を推進するため、市、NPO、ボランティア団体、自治会等との協働・連携を図ります。
- 防災、防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動への男女とも多様な年齢層の参画を促進します。

～主な取組～

- 自治会等地域活動、地域コミュニティづくり、まちづくりセミナー等への男女参画の促進、啓発及び支援
- ボランティア及びコーディネーターの人材育成、ボランティア相談窓口の充実
- 各種団体グループの活性化と女性団体グループのネットワークの支援
- 自主防災組織など防災の現場における男女の参画の促進

(13) 男性にとっての男女共同参画の推進（女性活躍推進法の推進計画関係）

- 男性が家庭生活や地域活動に参画し、男女共同参画を実現するため、仕事中心の働き方の見直しを進め、育児・介護休暇など仕事と生活の両立のための制度について周知し、職場環境の整備を図ります。
- 男性の固定的性別役割分担意識を解消し、地域や家庭での男性の責任と参画の必要性や意義について理解を促進するため、広報・啓発活動や学習機会の提供を行います。

～主な取組～

- 男性の育児休業取得率の向上に向けた職場環境づくりの推進及び取得状況の情報開示

- 男性が家事、育児、介護、地域活動等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加支援
- 長時間労働を削減するとともに、個々人の事情や仕事の内容に応じて、多様な柔軟な働き方が選択できるような体制づくり

主要課題5

政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

<現状と課題>

少子高齢化、人口減少が進む中で、経済、社会を活力あるものとしていくために、多様な人材を活用することが求められています。女性は様々な分野で活動していますが、政策・方針決定過程への参画はまだ低い状況です。

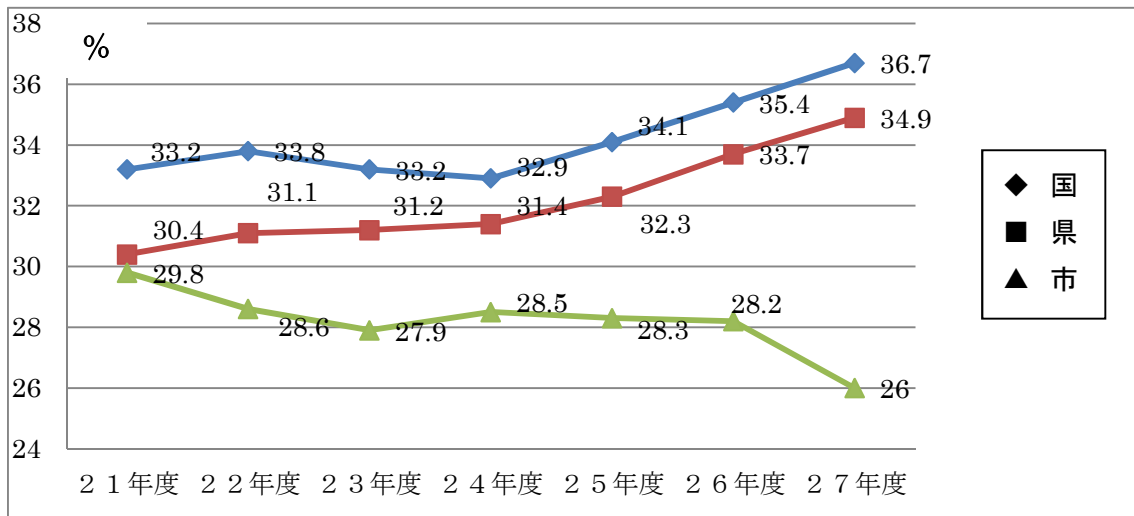
本市の審議会委員における女性の割合は、平成27年度は26.4%で、低い水準にとどまっています。本市で管理職地位にある職員に占める割合は6.5%で、職員対象に実施したアンケート(平成28年3月)によると、職場における女性の管理職の割合については「少ない」と感じている職員が全体の5割を占めています。また、女性管理職が増えると「より女性が働きやすい職場環境になる」「市の施策や意思決定に女性独自の視点加わる」といったメリットについて多く回答がありました。

茨城県における女性管理職の状況については、茨城労働局が平成26年10月に県内企業を対象に実施したアンケートによると、管理職全体に占める女性の割合は13.0%でした。自治体はもちろんのこと、企業や団体などにおいても女性の参画拡大に向けて、慣例の見直しや積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進など、組織の意識改革を図っていく必要があります。

また、地域社会は老若男女で構成され、家族と共に私たちにとって最も身近な暮らしの場です。誰もが住みやすいまちづくりを行うためには、地域活動に老若男女が参画し、役割を担い、地域における男女共同参画を推進していくことが必要です。

従来の慣習や固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、能力や実績に基づいた適材適所の登用を進めること、女性自身が物事を決める場面や様々な分野に積極的に参画するよう、意識を高めていくことが必要です。

審議会等における女性委員の占める割合(目標の対象である審議会委員)



資料：市市民協働課

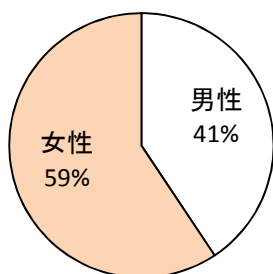
各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(取手市)

役職名	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	男性 割合	女性 割合
部長・参事	14	0	14	100.0%	0.0%
次長・参事補	16	1	17	94.1%	5.9%
課長・副参事	56	5	61	91.8%	8.2%
課長補佐	71	16	87	81.6%	18.4%
係長・主査・主任	192	76	268	71.6%	28.4%
主幹・主事・係員 技能労務職 等	161	187	348	46.3%	53.7%
合計	510	285	795	64.2%	35.8%

資料：取手市特定事業主行動計画(取手市人事課)

平成27年4月1日現在

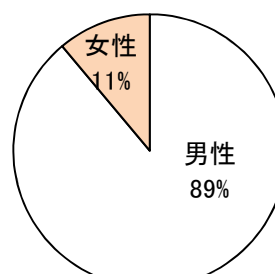
男女別民生委員・児童委員数 (取手市)



平成28年9月現在

資料：市社会福祉課

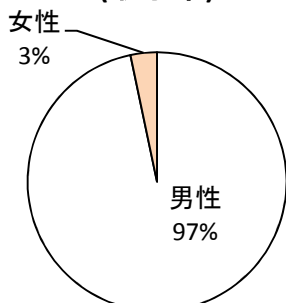
男女別 市政協力員数 (取手市)



平成28年6月現在

資料：市市民協働課

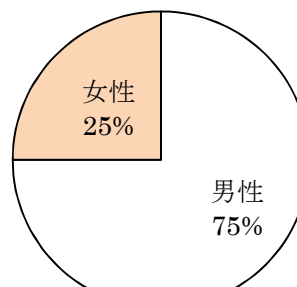
男女別 消防団員数 (取手市)



平成28年4月現在

資料：市消防本部総務課

男女の割合 小中学校PTA会長(取手市)



平成28年5月現在

資料：市指導課

施策の基本方向

(14) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大(女性活躍推進法の推進計画関係)

- 政策・方針決定の場への女性の参画が進むよう、女性の人材情報や学習機会を提供します。

～主な取組～

- 審議会委員等の女性登用の促進、登用率の向上
- 審議会委員等の一般公募委員登用の促進、登用率の向上
- 男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考などに活用

(15) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進(女性活躍推進法の推進計画関係)

- 今後のキャリア形成のための能力を育成し、職域の拡大を推進します。
- 結婚・出産・育児・介護など男女のライフイベントを考慮した登用を進めます。

～主な取組～

- 職員の意欲や意向を尊重した人事配置の推進
- 人事評価制度を踏まえた、女性職員の能力と適正に応じた職域の拡大、登用及び昇進
- 市の政策方針決定過程への女性職員の視点の活用

(16) 企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進

- 企業や団体などにおける男女共同参画の取組を促進するため、企業などの積極的な取組を支援します。
- 企業や団体などにおいて、役員、管理職の女性登用が促進されるよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)などの取組について情報を提供します。
- 固定的性別役割分担意識の解消を図り、自治会など、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

～主な取組～

- 女性の登用や職域拡大の重要性について企業や団体等への啓発の促進及び協力要請
- 入札参加資格条件に共同参画社会的貢献度評価加点制度導入の検討
- 地域づくりにおいて、女性の能力が十分に発揮される機会の創出

(17) 男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

- 男女共同参画の視点を持ち、課題解決に向けて実践的活動ができる、女性リーダー、女性の人材を育成します。

～主な取組～

- 女性リーダー等育成講座への支援の充実
- 女性団体、PTA等各種団体の人材育成や指導者養成

主要課題6

教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等感の形成などが大きな課題となっています。

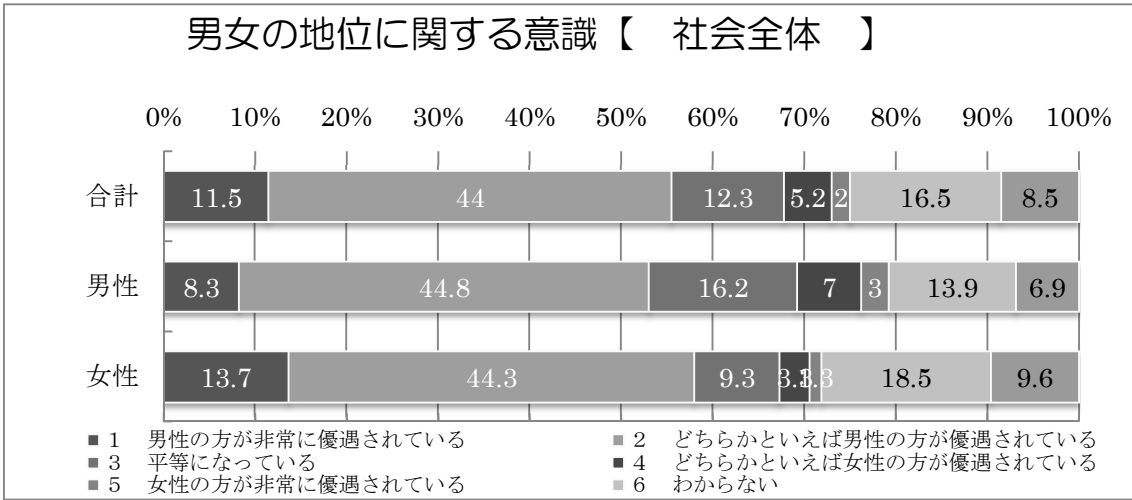
男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、効果的な促進を図るため、職場、家庭、地域、学校、メディア等あらゆる場と媒体を通じた広報・啓発活動が総合的に実施される必要があります。

また、環境づくりや意識の改革を進める必要性から、子供が将来を見通した自己形成を行い、個性と能力を発揮できるように育てていくための、次世代の育成を見据えた教育の視点も重要になってきます。学校教育や地域活動の中などで、子供や若い世代に対し、男女共同参画の理解を促進し、意識啓発を図っていくとともに、男女の多様な生き方を選択できるようにするため、生涯を通じ学習機会を提供し、人生の各段階での能力開発を支援する体制が求められています。

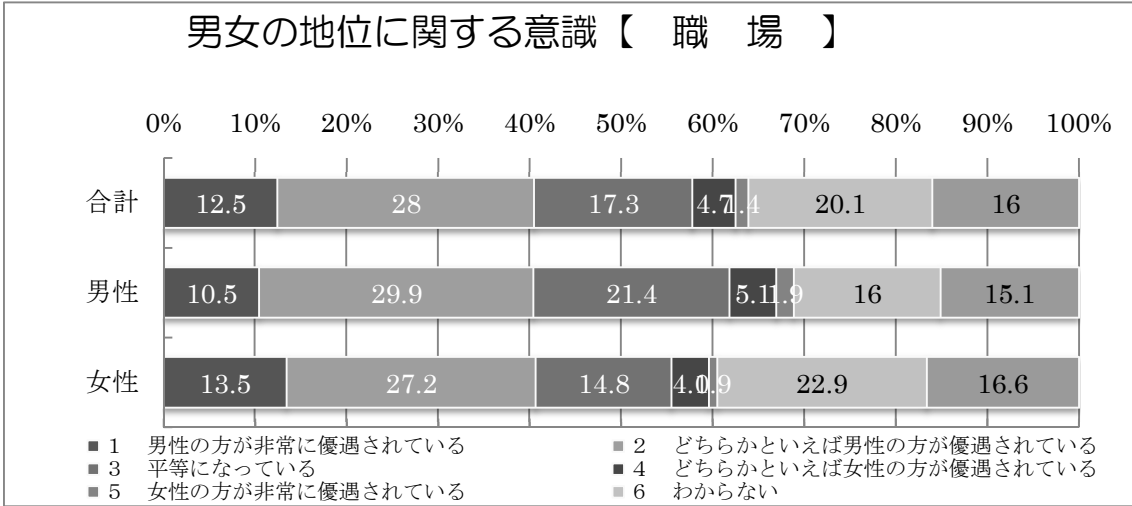
【市民アンケートからみる取手市の状況】

男女の地位に関する意識について、社会全体では、「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらとえば男性の方が優遇されている」と回答した人は女性が58.0%、男性が53.1%となっており、男女とも半数以上の方が、男性の方が優遇されていると意識しています。また、男性に比べて、女性の方が「男性優遇」を多く感じていることがわかります。

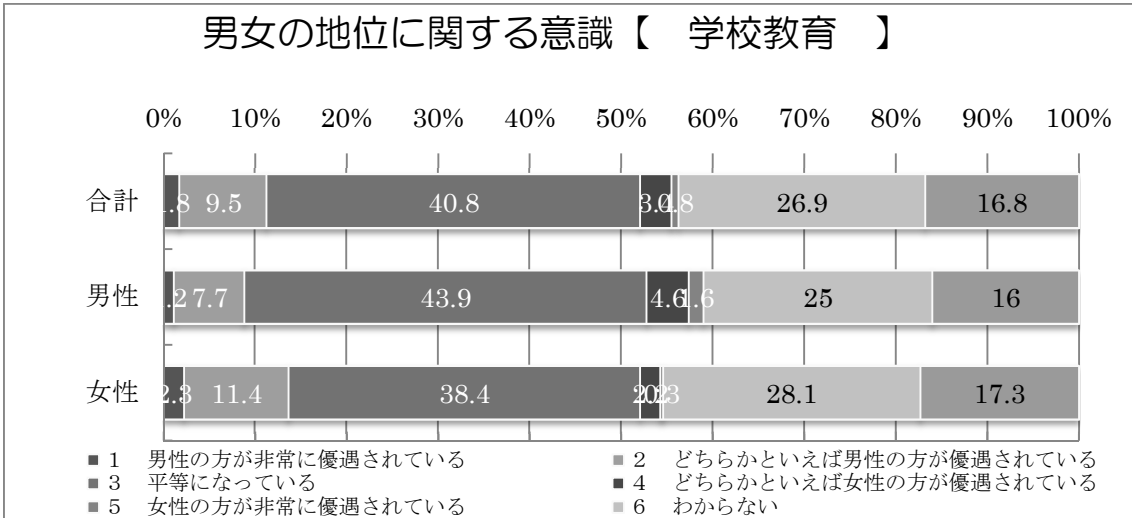
「平等になっている」と回答した割合は、学校教育が40.8%、家庭生活が36.3%、職場が17.3%、社会全体が12.3%となっており、いずれも女性に比べて、男性が「平等になっている」と多く感じています。



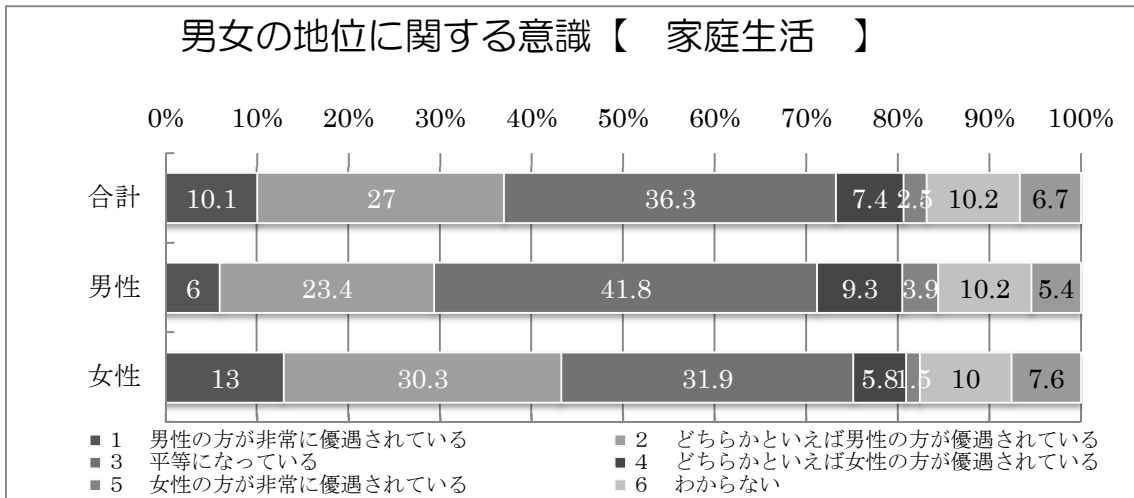
資料：市市民アンケート



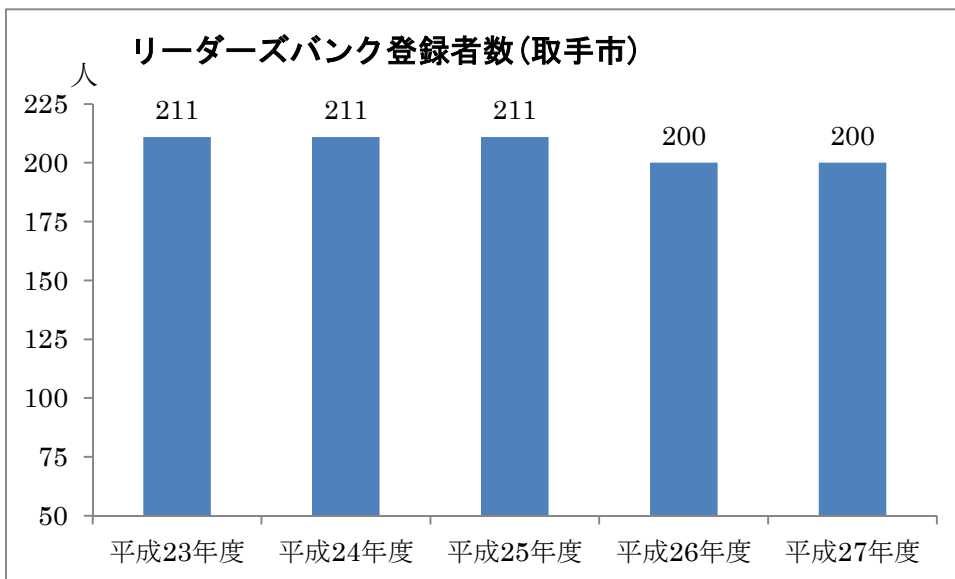
資料：市市民アンケート



資料：市市民アンケート



資料：市市民アンケート



資料：市スポーツ生涯学習課

施策の基本方向

(18) 子供の頃からの男女共同参画の理解と意識啓発

- 男女共同参画の理解を促進するため、広報紙、ホームページなど様々なメディアを活用し、機会をとらえた広報・啓発活動を実施します。
- 男性、子供、若年層などを含めるあらゆる層に対し、男女共同参画社会の意義や必要性について共感できるよう男女共同参画について、教育の充実を図ります。

- 学校の教育活動全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女共同参画などについて児童・生徒の発達段階に応じた指導の充実を図ります。

～主な取組～

- 男女共同参画情報紙「風」や市広報紙「広報とりで」、市ホームページなどによる意識啓発
- 社会制度や慣行の見直しを啓発するための市民フォーラム、各種講座やイベント等学習機会の提供
- 人権尊重に基づいた男女平等教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの意識の啓発

(19) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- 家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女が共に相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、学習機会を提供し人材育成を図ります。
- 女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、情報提供や学習機会を充実します。

～主な取組～

- 男女共同参画についての講演会、学習会の開催(自立企画も含む)
- 女性リーダー等人材バンク登録の充実

(20) メディアを活用した情報の提供・発信

- 茨城県青少年の健全育成等に関する条例(※)に基づき、青少年の健全な育成が図れるよう社会環境づくりを推進します。

～主な取組～

- 性犯罪、売買春、性の商品化の防止のための県青少年の健全育成等に関する条例等の有効な運用等、及び環境浄化のための啓発

※茨城県青少年の健全育成等に関する条例とは

青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、青少年の健全な成長に寄与することを目的とし、インターネット上の有害情報への対応、青少年の深夜営業施設への立入りの制限などについて規定しています。

(21) 情報を活用できる能力向上の推進

- 違法・有害な情報が多様化し、受信も容易になっていることから、インターネットを始め、携帯電話、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどメディアを通じて流れる様々な情報を適切に収集・判断し、活用することができる能力(メディア・リテラシー(※))の向上を図ります。

～主な取組～

- 児童・生徒がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力の向上のための支援、啓発
- 市民の主体的な情報活用能力向上のための取組の推進

※メディア・リテラシーとは

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

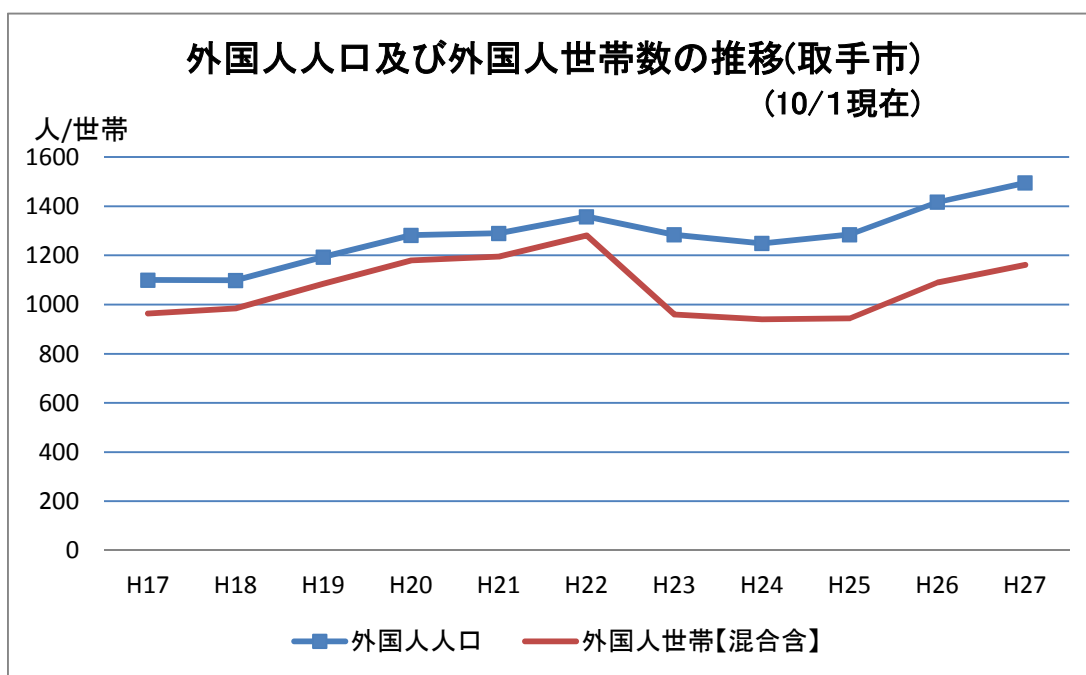
主要課題7

国際社会の取り組みへの理解と協力

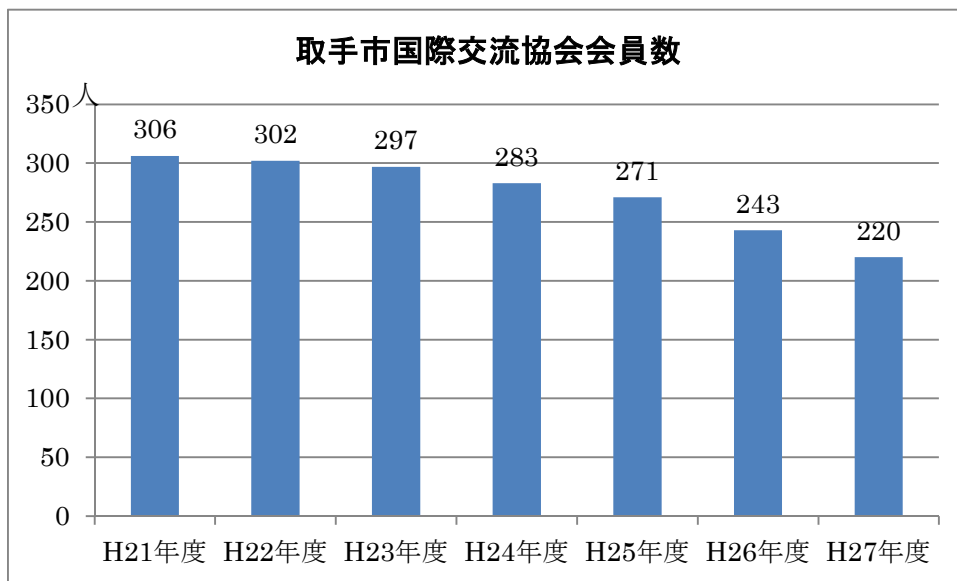
<現状と課題>

近年、全国的には訪日外国人旅行者の数が過去最高を更新するなど外国人の定住人口、交流人口ともに年々増加傾向にあります。また、本市における外国人の人口も、平成28年4月1日現在の住民基本台帳人口では1,567人となり、これまでで最も多くなりました。

一方で取手市国際交流協会の会員数は減少傾向にありますが、日本語教室や国際交流事業への市民の参加者数は増加しています。グローバル化が加速する中で、国際社会への理解を促進させるためにも、国際交流の促進が求められています。



資料：住民基本台帳人口



資料：市秘書課

施策の基本方向

(22) 男女共同参画に関する国際交流の推進

- 男女共同参画の取組への理解を深めるために国際的な動向や取組について、情報収集を図り、学習機会を提供します。

～主な取組～

- 市民の国際性を育むために市民の海外派遣研修等を通じた国際交流の促進
- 市内に居住する外国人に対する各種支援と情報の提供
- 国際交流ボランティアの支援と育成、日本語教室の開催支援

(23) 国際的視野を持った男女共同参画の推進

- 国際的な視野で男女共同参画に関する理解を深めるために、市内在住の外国人の方々との交流を推進します。

～主な取組～

- 海外派遣事業への支援及び相互理解を促進する講座、情報の提供
- 青年国際交流事業、青年の船事業等の普及広報活動等への支援

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

主要課題8 ワークライフバランス及びライフイベントに対応し

た多様で柔軟な働き方の実現(女性活躍推進法の推進計画関係)

<現状と課題>

少子高齢化が進み雇用環境が変化する中で、家族が安心して暮らし、男女が共に地域の一員として責任を果たしていくためには、職場中心のライフスタイルから職場・地域・家庭のバランスのとれた生活への見直しが求められています。

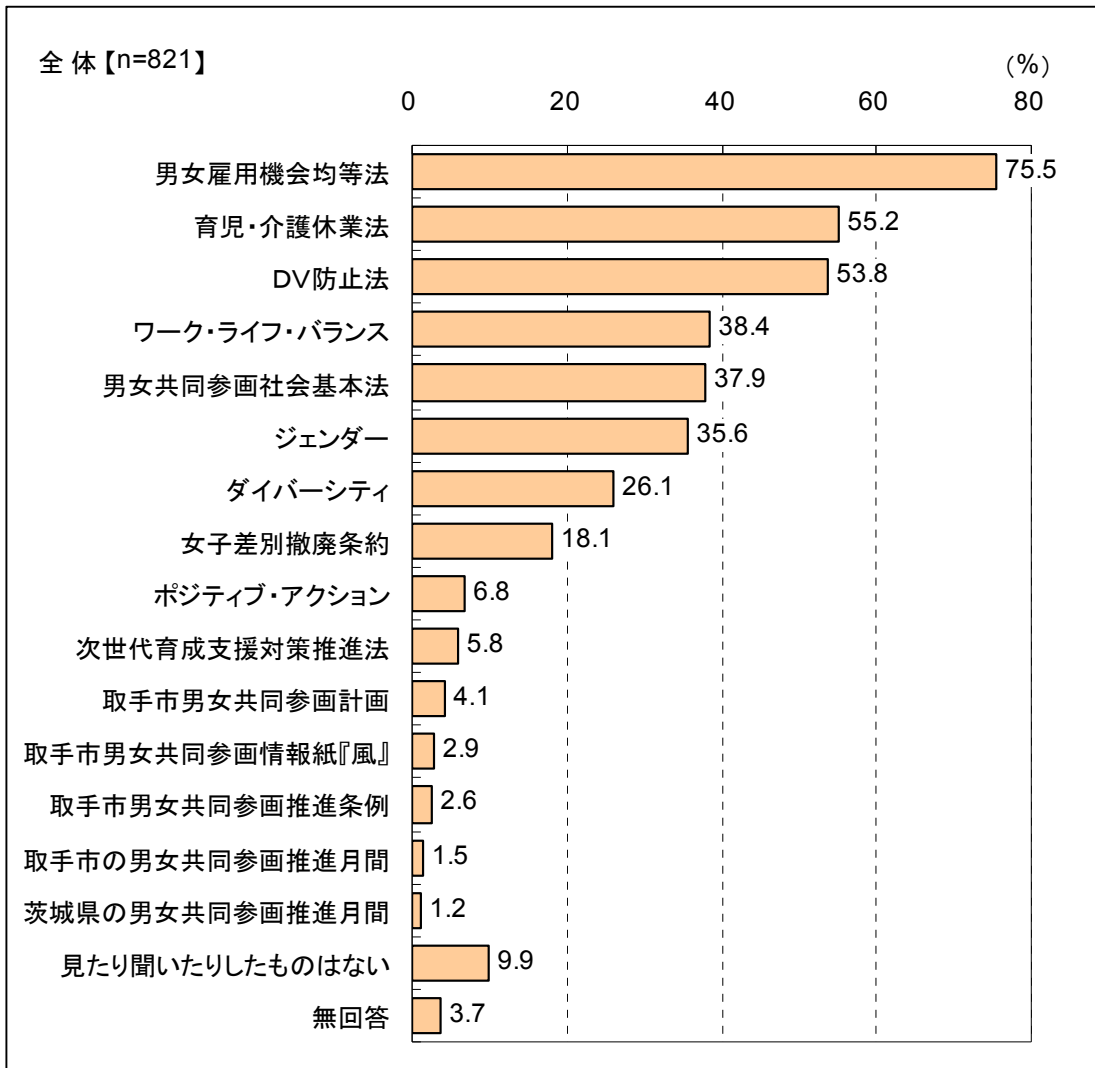
男女共同参画アンケートによると、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉を知っている人は38.4%で、半数以下です。また、男女共に多くの人が仕事と生活の調和を望んでいますが、現実には「家庭生活又は地域・個人の生活に携わりつつ、仕事を優先したい」が男女とも最も多く、理想と現実には差があります。

企業においても、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、有能な人材の確保や生産性の向上をもたらす、経済社会全体の活性化にもつながるものです。茨城労働局が平成26年10月に県内企業を対象に実施したアンケートによると、男性の育児休業取得率は1.3%でした。平成27年8月に、「女性活躍推進法」が成立し、事業主(常時雇用する労働者が301人以上)に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。本市においても地域内の一般事業主を牽引する立場として、特定事業主行動計画を平成28年3月に策定しました。この計画で、子育てに関する休暇制度の周知と取得率の向上、超過勤務時間の削減、女性管理職割合の向上を目指します。企業においては、引き続き、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進や雇用環境の整備などに取り組むことが必要です。

また、家庭においては核家族化が進む中で、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができる社会の実現に向けて、多様なライフスタイルに対応した、保育所、認定こども園、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブなど子育て支援の充実を図っていくことが必要です。

働くことは私たちに与えられた権利です。働きたい人が性別に関係なく、その能力を十分に発揮し就業が継続できるよう、固定的性別役割分担意識の解消を図り、能力・実績に基づいた登用が求められています。また、女性の就業意識や能力を高めるために、意識啓発や能力開発などを推進することも必要です。

男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度(取手市)



資料：市男女共同参画アンケート

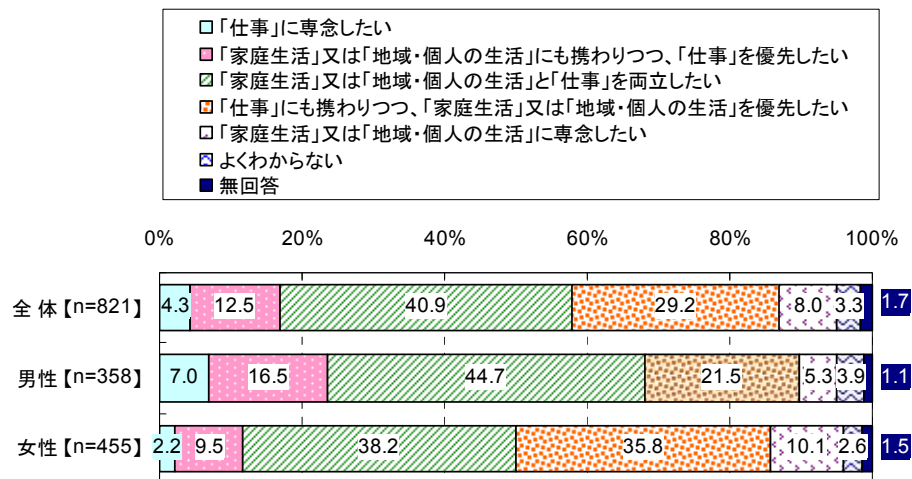
ワーク・ライフ・バランスの理想と現実(取手市)

あなたの「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」※の状況について、理想はどうあるべきだと思いますか。また、現実はどうですか。(現在、仕事をしていない方は今後のお考えをお答えください) (理想と現実それぞれに番号を1つだけ記入)

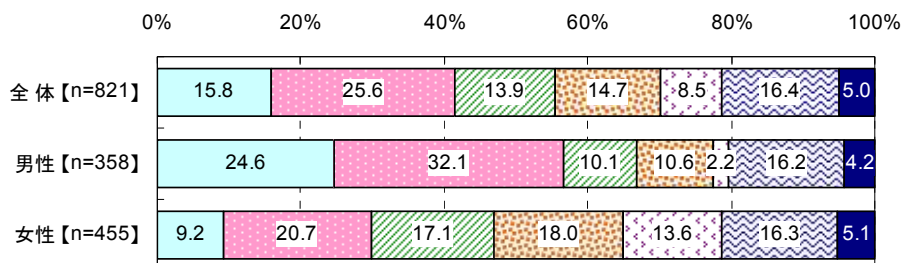
※用語の意味

- ・「仕事」 …自営業主(農林漁業を含む)、家族従業、雇用者として週1時間以上働いていること。常勤、パート、アルバイトなどを問いません。
- ・「家庭生活」 …家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など。
- ・「地域・個人の生活」 …地域活動(ボランティア活動、交際・つきあいなど)、学習・研究(学業も含む)、趣味・娯楽、スポーツなど。

①理想



②現実



資料：市男女共同参画アンケート

施策の基本方向

(24) 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり

- 延長保育や病児・病後児保育など利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図り、放課後児童クラブなどを支援します。
- 子育てや介護の不安を解消するため、地域における子育て・介護の支援拠点やネットワークの充実を図ります。

～主な取組～

- 保育サービスの充実
- 地域包括支援センターによる地域ケア個別会議の開催及び支援事業の推進
- 介護する家庭の負担軽減のための介護者への支援

(25) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

- 仕事と家庭の両立を図るため、育児・介護休業制度や短時間・短日数勤務制度の導入など、それぞれのライフスタイルに対応した働き方の普及に努めます。

～主な取組～

- 労働者に対する育児・介護休業制度の周知と定着の啓発
- 男性の育児・介護休暇取得への啓発

(26) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

- 男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や、各種助成金・補助金などの制度についての周知を図ります。

～主な取組～

- 事業所への男女の均等な機会と待遇確保のための周知、啓発
- パートタイム相談事業の充実、労働情報の提供
- 時間外勤務削減、休暇取得促進等に向けた業務改善、風通しの良い職場づくり等を推進

主要課題9

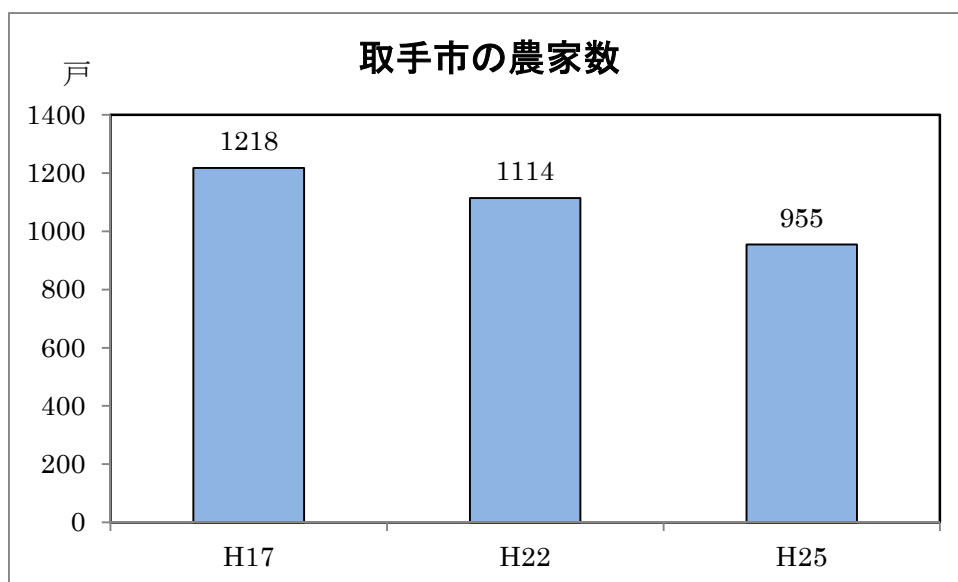
商業・農業等における男女共同参画の推進

<現状と課題>

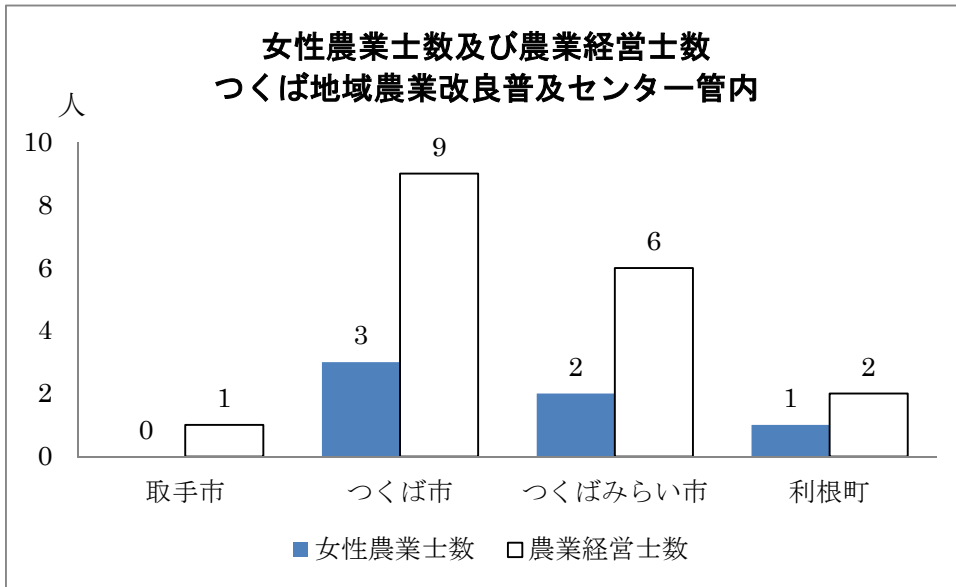
農林水産省が実施した農林業センサス2015によると国・県とも農家数は減少傾向にあり、本市においても前回調査と比較して10.7ポイント減少し、955戸となっています。後継者が少ない中で、女性の活躍がより重要になっています。全国で、販売農家における経営者の男性の占める割合は93.3%、女性は6.7%でした。また、女性が経営者または経営方針の決定に関わっている割合は47.1%でした。つくば地域農業改良普及センター管内の女性農業士は8人いますが、本市では該当者がいない状況です。つくば市が3人で最も多く、女性の農業進出が進んでいることが分かります。

一方、市内商工業における女性参画の現状としては、市商工会女性部実態調査によると、平成24年は部員数187名であったのに対し、平成28年には134名と減少傾向にあります。また、年齢別にみても実に8割が60歳以上であり、女性商工業者の高齢化が顕著に表れていることが分かります。

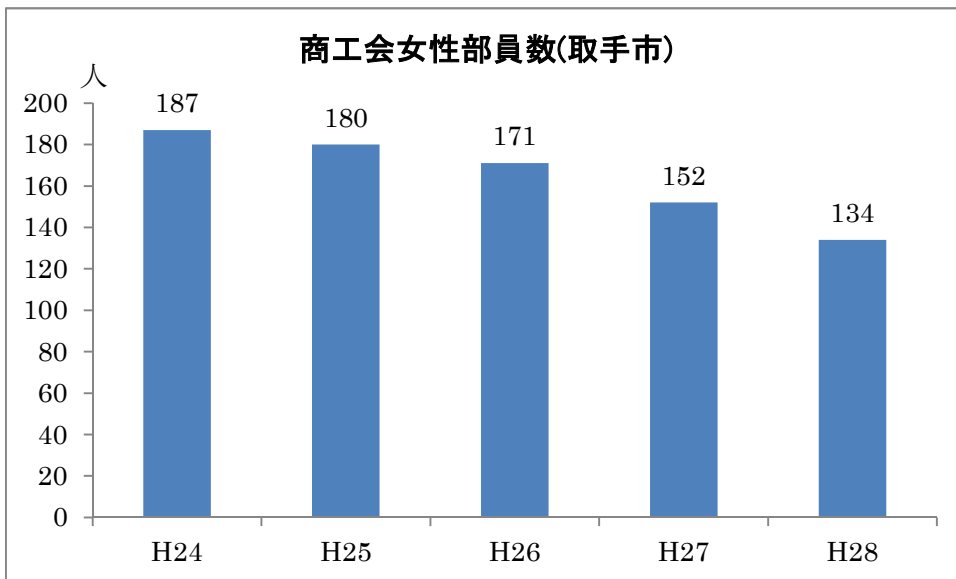
女性が農業・商業において主体的に経営に参加できる体制を整備するためにも、制度等の周知・啓発を行っていく必要があります。



資料：農林業センサス 農林水産省



資料：平成 28 年度農業改良普及指導計画書
(県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター)



資料：市商工会女性部実態調査

施策の基本方向

(27) 活力のある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進

- 商業・農業等に従事する女性の地位向上のために、支援を実施します。

～主な取組～

- 自営業者・農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるための啓発、支援
- 農業委員会委員への女性の登用
- 商工会・農業分野における政策決定の場への女性の参画

主要課題 10 起業・再就職に対する支援

<現状と課題>

国における女性の年齢階級別労働力率は、「25歳から29歳」が79.3%で最初のピークとなり、「35歳から39歳」で70.8%と一旦下がり、「45歳から49歳」で76.8%となり2回目のピークを迎えるM字型の曲線を描いています。これは、結婚や育児等で仕事を一旦やめて再就職していることを表しています。「25歳から29歳」の就労率に比べて「45歳から49歳」は2.5%減となっていることから、一旦仕事を辞めて、そのまま就労しない人が多い状況がみてとれます。

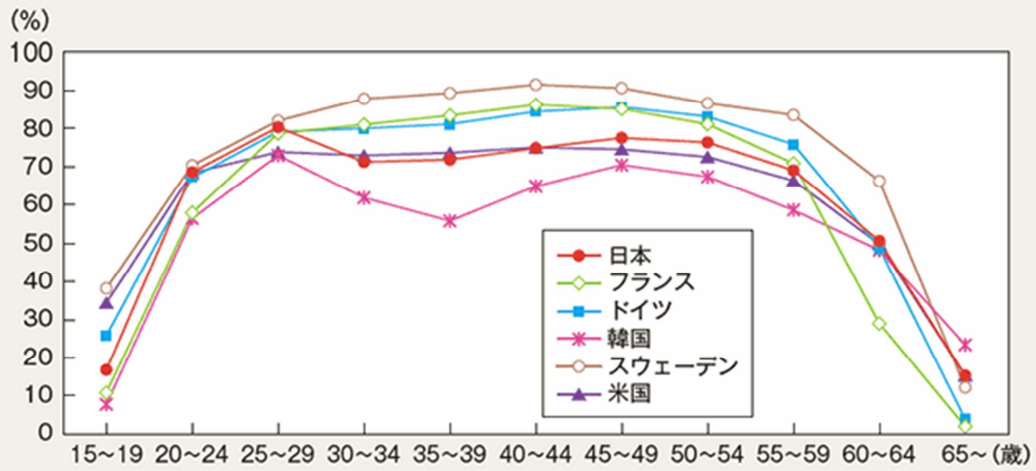
本市で実施した男女共同参画アンケートによると、仕事を途中で辞めた経験のあるのは、男性が45.5%、女性62.0%と女性が多い状況です。仕事を辞めた理由は、男女とも、「勤め先や仕事の内容に不満があったため」が1位で、「他に良い仕事があったため」が2位と共通していますが、男性の3位が「健康上の理由」であるのに対し、女性は「結婚のため」が理由として挙げられています。

このことから、結婚や育児等の理由により一旦離職した人が再就職を希望しているにもかかわらず、雇用環境や家庭環境の状況によって就職できない場合が多いと考えられます。

そのような中、本市では平成28年2月に起業で街を元気にする取り組みとして、市内で起業したいと考えている方を応援する「起業家タウン取手」を目指して、一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク（通称：Matchとりで）が創設されました。

今後は、レンタルオフィスや起業家支援メニューの充実と市民ひとりひとりが起業家を応援する起業応援団の拡大が期待されるところです。

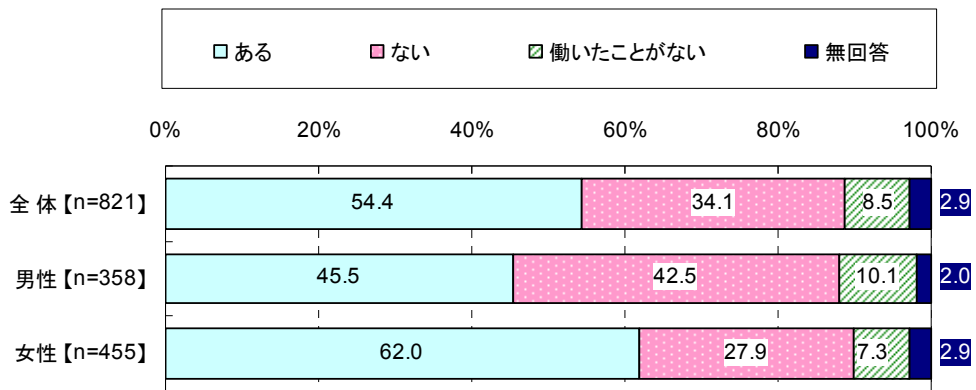
I-2-3図 主要国における女性の年齢階級別労働力率



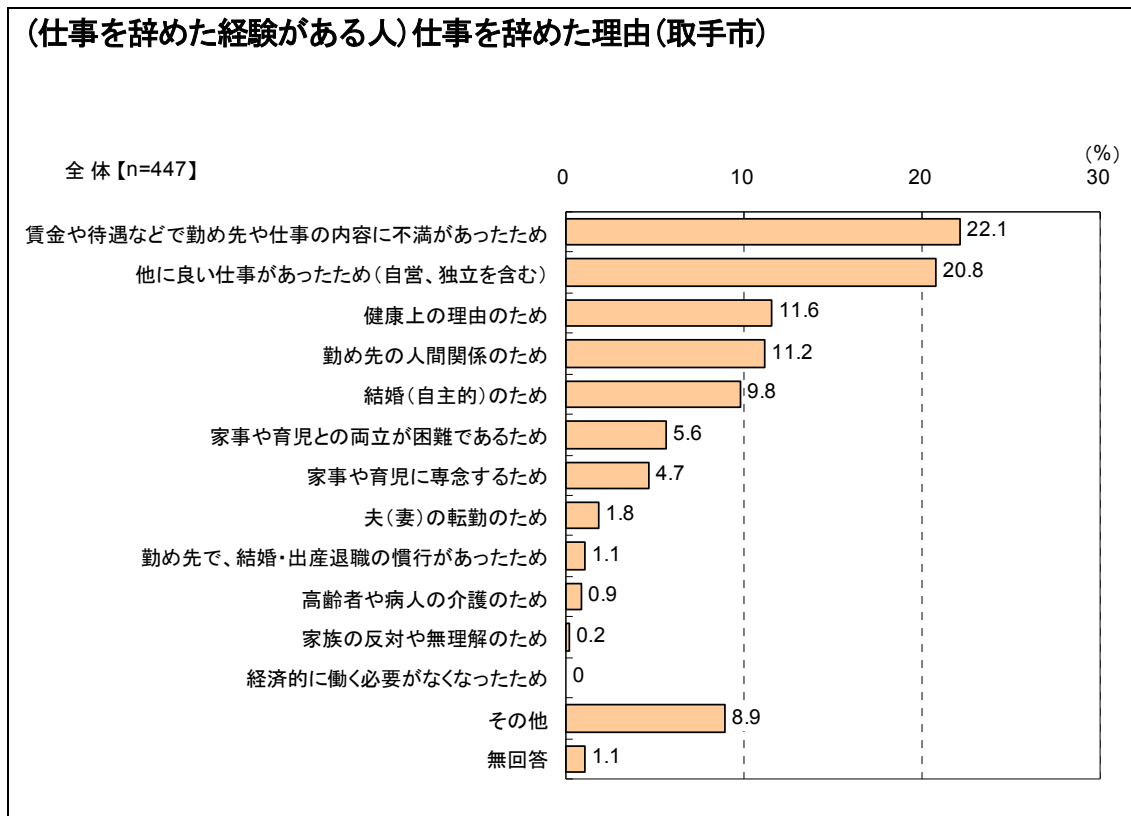
(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成27年), その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
 3. 日本, フランス, 韓国及び米国は2015(平成27)年値, その他の国は2014(平成26)年値。
 4. 米国の15~19歳の値は, 16~19歳の値。

資料：内閣府 ひとりひとりが幸せな社会のために ~平成28年版データ~

仕事を辞めた経験の有無(取手市)



資料：市男女共同参画アンケート



資料：市男女共同参画アンケート

施策の基本方向

(28) 女性のチャレンジ支援

■女性労働者の職業能力向上を図るため、知識や技術の習得などを支援するとともに、意識啓発や情報提供を行います。

～主な取組～

- 女性の起業やキャリアアップを支援するための各種研修会や学習機会の充実及び情報の提供
- 女性の起業を支援するための場所の提供
- 職業能力の自己啓発セミナー等研修会の開催
- 再就職に関する情報提供や相談の充実
- 新規就農者支援